

地域向け 大規模災害時の片付けごみの 市民仮置場設置・運営 ハンドブック



根拠計画: 豊田市災害廃棄物処理計画
作成: 豊田市 循環型社会推進課
TEL: 0565-71-3001
メール: junkan@city.toyota.aichi.jp

令和 8 年 3 月



静岡市に設置された
市民仮置場の様子
出典: 国立環境研究所
「災害廃棄物情報プラットフォーム」

豊田市循環型社会推進課

このハンドブックの目的

このハンドブックは、大規模災害時に地域の方が片付けごみの仮置場（「市民仮置場」といいます。）を設置・運営するときに必要なポイントなどについて、地域の方に知っていただくことを目的としています。

仮置場設置・運営フロー



災害時のごみの出し方

災害時には、生活から出る通常の「生活ごみ」と、災害により発生した「片付けごみ」を分けておく必要があります！



片付けごみとは？

- ①水害では、床上浸水などにより大型の家具、布団、畳、家電製品などが発生します。
 - ②地震災害では、家屋の倒壊により家具等に加え、瓦、柱、ガラス、金属くず、コンクリートがらなどが発生します。
 - ③土砂災害では、上記に加え、いろいろなものが土砂と混ざって発生します。
- 災害廃棄物のうち、被災することによって捨てざるを得なくなった大型家具等を「片付けごみ」といいます。

※「災害廃棄物」：大規模災害時、壊れた建物などの解体や、家の片付けを行った際に出るごみのこと。

災害時は、家にあるものが突然、大量のごみになってしまいます。

道路やごみステーションに災害廃棄物を置いてしまうと、緊急車両の通行やライフラインの復旧の支障となります。生活ごみの収集が困難になることで、悪臭や害虫が発生し、生活環境が確保できなくなります。

災害時においても、生活ごみは普段のごみステーションで回収しますが、収集頻度を変更する場合があります。

災害廃棄物の仮置場とは

災害廃棄物は、大型で、かつ大量に発生するため、普段のごみステーションに集積すると、生活に伴って生じたごみの収集や処理が困難になります。そのため、普段のごみステーションとは別に保管する場所が必要になります。この保管場所を仮置場といいます。

仮置場の種類

市民仮置場

地域住民の皆さんが主体となり設置・運営するもので、地域の空き地や駐車場等に設置する小規模な仮置場です。

開設時期 発災直後

※多くの世帯(おおむね10世帯)が被災したら設置しましょう。



空き地・駐車場等

一次仮置場

市が設置・運営するもので、グラウンドや公園などに設置する大規模な仮置場です。

開設時期 災害発生の日～7日後頃(ただし、開設初期は、市民からの直接搬入は不可)

開設期間 2か月～1年程度



公園・グラウンド

市民仮置場が必要な理由

例えば、水害では浸水が収まった後、使えなくなった大型家具等を家の外に出す必要があります。

速やかな復旧、衛生の確保のため、身近な場所で片付けごみを分別して保管できる市民仮置場を、迅速に設置することが必要になります。



出典: 環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」



市民仮置場で受入れ、保管するごみ

受け入れるものの例

① 畳



② 不燃物

金属・自転車



金属棚・スプリング
マットレス



スレート
石膏ボード



③ 可燃物

布団・カーペット



木材・家具



大型のプラスチック



④ 家電製品

その他家電
小電器類



⑤ 家電4品目

家電4品目
テレビ・エアコン
冷蔵庫・洗濯機
洗濯機及び乾燥機



※上記のもののうち、指定ごみ袋に入るものは普段のごみステーションへ

実際に設置された市民仮置場の様子



出典: 国立環境研究所「災害廃棄物情報プラットフォーム」



出典: 環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

市民仮置場の設置場所

- 収集車両による収集作業スペースが十分に確保でき、車両が転回できる道幅（おおむね4m以上）が確保できる場所。※収集車両は全長約6m、横幅は約2m程度
- 空き地や駐車場など農地以外
- 片付けごみ以外の持ち込み防止、安全確保のため、人目につき、管理しやすい場所



地域が設置する市民仮置場の例



市民仮置場の区画など

- 市民仮置場の広さによって、ごみを分別して保管できるように区画を分けましょう。

分別の例

- ① 畳
- ② 不燃物（金属、マットレスなど）
- ③ 畳以外の可燃物（布団、木製の家具など）
- ④ 小型の家電製品（家電4品目以外など）
- ⑤ 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
- カラーコーンやガードバー、トラロープなどにより分別区画を分け、保管するごみの種類を看板で明示する。
- 土地が汚れないよう、ブルーシート等で水を通さないようにする。
- 仮置場の入口に地域専用の片付けごみの保管場所と分かるように看板を設ける。



区画レイアウトのイメージ



- 土地の広さや形に応じて、畳など腐敗するものを優先して受け入れましょう！
- 火災の際の延焼を防ぐため可燃物と不燃物を交互に配置しましょう！
- 車両のすれ違いができるスペースの確保が望ましい(狭い場合、収集車両が場内に進入不可)

市民仮置場の運営方法

運営体制を決めよう

- ①責任者、受付係、誘導係、市との連絡係
- ②人員体制
- ③運営ルール など

運営のポイント

- 受入時間を決め、夜間はカラーコーン、トラロープなどで閉鎖します。
(無人で解放しておくとな不法投棄発生のおそれ)
 - 受け入れるごみの種類を決めます。
 - 地域で発生した片付けごみだけを受け入れます。(受付で確認)
 - タンスなどは必ず中を空にしてから持ち込んでもらいます。
 - 荷下ろし等は、原則、持ち込んだ方が行います。
- ※事業所のごみは、市民仮置場では受け入れず、一次仮置場で受け入れます。

運営ルール

- ①受入時間
 - ②受け入れるごみの種類
 - ③地域の災害廃棄物以外は受け入れない!
 - ④タンスや机などの中は必ず出してから、持ち込んでもらいましょう。
- ※事業所のごみは一次仮置場で受け入れます。

地域住民の皆さんに周知しましょう

ポイント

- 開設したことに共に、運営ルールを周知します。
- 市民仮置場は利用者を限定的にするため、市のホームページ等での公表は行いません。

市に連絡しましょう

循環型社会推進課

■ 電話：0565-71-3001 ■ FAX：0565-71-3000 ■ e-mail：junkan@city.toyota.aichi.jp

市民仮置場に保管した片付けごみは、市が順次回収するため、次のことなどを連絡します。

- ①管理者の連絡先
- ②市民仮置場を設置した場所
- ③市民仮置場の受入時間

POINT

マスク、手袋、帽子等を
活用してケガをしないように
気を付けましょう!



平時から備えておくこと

災害時に迅速かつ円滑に市民仮置場を設置運営できるように、地域の皆さんで情報共有しておきましょう。

ハザードマップ(洪水等)を確認しておきましょう。

被害のありそうな場所を把握しておきましょう。



仮置場の候補地を選定しておきましょう。

ポイント

- 地域の状況に応じて複数の候補地を用意しましょう。
- 候補地を選定したら、地域住民の皆さんにお知らせしましょう。
- 候補地に「災害時は片付けごみの地域専用仮置場になります。」などの表示をしましょう。

設置、運営体制を検討しましょう。

ポイント

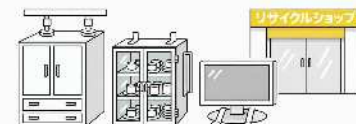
- 地域の皆さんで話し合っ、運営体制を決めておきましょう (P07 参照)
- 仮置場の設置、運営に必要な物を用意しておきましょう (P06 参照)



地域住民の皆さんと災害時のごみの出し方を共有しましょう。

ポイント

- 生活ごみは「ごみステーション」、片付けごみは「市民仮置場」や「一次仮置場」に出すことを周知しておきましょう。
- 市民仮置場設置時の周知方法を確認しておきましょう。

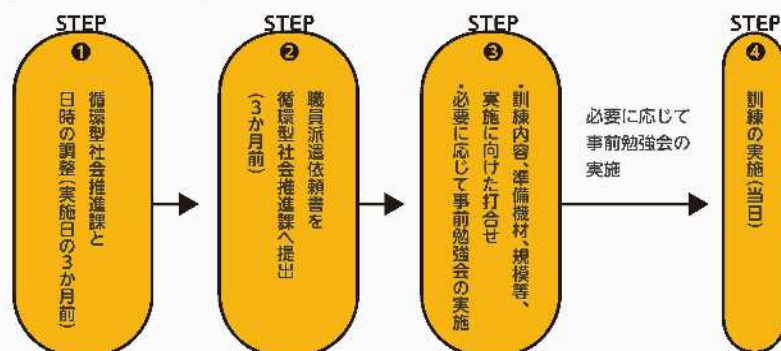


家具を固定したり、不要なものを処分することで、災害時の片付けごみを減らすことができます。

地域で訓練をするには

循環型社会推進課では、市民仮置場の設置・運営訓練や勉強会を実施する自治体等の団体に職員を派遣するなどの支援を行っています。支援を希望される場合は、自治体運営の手引様式集に掲載の「市民仮置場設置・運営訓練等への職員派遣依頼書」を提出してください。

訓練実施までの手順



※勉強会の実施も可。

訓練の様子（前林自治体）令和7年9月

仮置場の設置



仮置場の設置



疑似廃棄物の受入れ（搬入）



疑似廃棄物の受入れ（搬入）



大規模災害時のごみの出し方に関する情報

災害時の生活ごみの回収や、一次仮置場の直接受入れに係る情報は、以下の媒体などを活用して発信予定です。

- ① 豊田市公式ホームページ
- ② 資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」
- ③ 防災ラジオ
- ④ 緊急メールとよた



公式HP



さんあ〜る